

令和6年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月6日（金曜日）

10時00分開議

10時50分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教 育 次 長	片 岡 信 博
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	井 上 健 一

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終結します。

報告第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終結します。

報告第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第11号の質疑を終結します。

報告第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第12号の質疑を終結します。

議案第46号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終結します。

議案第47号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終結します。

議案第48号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 指定管理料の話ですが、170万円に増額と聞きました。内訳というか、事業内容の説明をお願いします。

○議長 執行部、答弁。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

仁淀川町いけがわ439交流館の令和7年度指定管理料の上限額としております170万

円の根拠ですけれども、令和3年度、令和4年度、令和5年度、この3年間にかかった修繕費、あと水道光熱費、あと衛生費、浄化槽の管理料とか、そういったような項目の決算額のトータルの平均を基に算出しております。

以上です。

○議長 ほかに。野村安夫君。

○9番 ちょっとしたことですが、ほかに業者はおりませんでした。西部建設だけでした。

○議長 執行部、井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 野村議員のご質問にお答えいたします。

こちら指定管理のほう、西部建設さんから申請が出てまいりました。あともう1社申請をしたいというところがあったのですが、申請期限までに正式な書類の提出がなかったことから、1社のみでの指定管理の審議となっております。

以上です。

○議長 ほかに。ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終結します。

議案第49号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終結します。

議案第50号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 期間が1年となっておるんですが、この指定管理業者は今までもここやったと思うんですが、そしたらなぜ3年、5年ではなしに1年なのかということを聞きます。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

今回、非公募ではなくて公募にしております。以前より指定管理を受けていただいております一般社団法人山茶小屋さんなんですが、職員、スタッフがほとんど入れ替わっているということ等があり、また、来年度新たに理事長さんが交代されるというお話も頂いている中で、運営内容を見直しをされるというお話も事前に頂いておりましたことを踏まえまして、公募とさせていただきます。

公募にすることと、その理由につきましては、山茶小屋さんとの定例会等の中で説明もさせていただいておりましたし、現理事長さんも了承済みであると認識をしております。

結果的に山茶小屋さんのみ応募していただいたという形になっております。通常、公募を取ったときには、最初は1年目で様子を見るという形にさせていただいておりますので、そういう形になっております。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第50号の質疑を終結します。

議案第51号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 一般会計補正予算第5号、総括をしてお伺いいたします。

池川支所長、指定管理の関係で、ちょっと飲酒の事故があったということを報告で聞いたんですが、そのときに処分というか、あなたのほうの対応では、行政処分か何かの報告を待って対応するようなことを聞いたんですけど、指定管理者というのは、言ったら準公務員、公務員と同じような待遇ですから、そうせんと、行政処分を待って云々じゃなしに、行政のほうからこれはちゃんと、あんたには任すわけにいきませんよと、そういうふうな感じのきつい何をしてもらわんと、やっぱりちょっと手ぬるいようなことで、そんなんが下々ずっと今から、あのときにああいうことだったからということになりかねませんので、そんな感じで厳しい処置というか、そういうようなことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 執行部、答弁。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 若藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

私どもとしましては、それこそ12月の中旬に株主総会も行われると聞いております。その中で飲酒運転をした方の処分といたしますか、株主総会の中で決定するとお伺いしております。その結果と、あと、それこそ先日、本人が警察、また検察のほうに出頭されたようです。そこで行政処分としましては、また裁判所のほうから言い渡されると聞いております。その結果を聞いてから判断をさせていただきたいと考えておるわけなんですけれども、ただいまの若藤議員さんのほうから頂きましたご意見等も踏まえて、また検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 だから、株主総会を待ってとか、行政処分を待ってというんじゃなしに、これは

明らかに飲酒運転云々ということについてはもってのほかだから、その段階で町として態度を決めませんかということを僕は言っているんだよね。できるでしょう、それぐらいのことは。町長、どうですか。それはそうせんといかんでしょう。指定管理者だから。町の仕事を任せてやっている者が飲酒運転やったら言語道断ですよ。どうですか。

○議長 古味町長。

○町長 行政処分が出るまでは本当に事実確認ができないということもあるんですけど、仮に行政処分が出たとしても、非常に厳しい処分が下されると思います。ということで、そういうことになれば、当然、若藤議員が言われているとおり、町としても厳しい処分をせんといかんようになると思いますけれど、とにかく事実確認、これが確定してからが望ましいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野直孝君。

○5番 令和6年度仁淀川町一般会計補正予算に関連いたしまして、総括的に伺います。

昨日聞き忘れてたことなんですが、ゆの森の事業について、アプロスの決算書が出ておりますが、固定資産圧縮損というものがございまして、それに対応する利益の項目が記載がないということで、これはどうしたものかということで、副町長にお伺いいたします。

○議長 竹本副町長。

○副町長 補正予算全般を通してということでございますけれども、今回の補正予算にはアプロスの案件は出ておらないと思いますし、こちらに決算書の控えも持ってきておりませんので、大変申し訳ありませんが、今なかなかお答えができないと思います。ご理解をお願いいたします。

○議長 大野直孝君。

○5番 固定資産圧縮損を計上しているんですよ。そうすると、受贈益というものがなければいかん。なぜか。これはITの活性化で県から補助金をもらってるんです。その補助金に対して圧縮損を計上したということは、仁淀の固定資産を圧縮して、言うたら固定資産というのは仁淀川町がもらうものですが、圧縮損を計上することによって、国のほうに税金を払いますよということで、これは圧縮損出されてもええじゃないかと思うんじゃないかと、そういうことで、減価償却をするということになって、国のほうに税金払うようになった。これは町長としては、副町長が社長なんですから、町のほうに税金が落ちるように経理をせないかんじゃないかと思うけど、この経理やと、町のほうに税金が落ちずに少

なくなって、国のほうに払うようになるということで、ちょっと疑問に思ったんですよ。

そのついでに、受贈益という収入の記載がないと。これについては、今の時点になって、経営者なら知っちゃかないかんことで、今から聞きにいくようじゃちょっと、経営者としての資質も疑われるんですよ。

これは通常、企業の財務諸表に記載されるべき項目、固定資産圧縮損は経費として損益計算書に記載されますが、受贈益は収益として同じ損益計算書に記載されるはずなんですよ。ところが、記載がないと。いろいろ調べましたら、私も素人ですので、調べましたら、特定の状況によって貸借対照表に現れる場合があるということで、貸借対照表も調べましたが、貸借対照表にもないと。特別贈与の利益がなけりゃいかんけども、それもないということで、これはどうしたんかと。補助金を頂いてどうなったかということが問題なんですよ。

これについて分らんようじゃ、ちょっと質問にもならんのですが、それから、ドーマーについても知りませんでしたよね。副町長、ドーマーについて、ほんなら分かる質問でやりますが、宿泊業界ならドーマー知っちゃうはずですので、ちょっとお答えいただけますか、そっちのほうで。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 ただいまの大野直孝議員のご質問でございますけれども、基本的にこの場は補正予算の質疑だと思われれます。アプロスの決算についての質疑についてはお答えをしかねますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 大野直孝君。

○5番 関連をしておりますので、総括的に質問をしております。したがって、先ほどの若藤議員さんの質問も関連質問でやっておりますので、ここで答えられないはずはないんですよ。知ってれば。

○議長 竹本副町長。

○副町長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたように、アプロス株式会社につきましては、また別企業でございますので、この場でお答えをするようなものではないと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 藤原大君。

○3番 補正予算書19ページの小学校閉校事業実行委員会補助金500万円の内容をお伺い

します。

○議長 片岡次長。

○片岡教育次長 藤原議員のご質問についてお答えさせていただきます。

長者保育園と長者小学校は3月末をもって休校となります。今、準備委員会を立ち上げておりまして、その中で想定している見積り、相談が上がっておりますことは、まず記念碑が70万円程度、あと記念誌が410万円程度、あと風船飛ばしの関係でイベントを開催するようにしていきまして、20万円程度を私どものほうに相談をいただいておりますので、予算のほうで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終結します。

議案第52号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終結します。

議案第53号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終結します。

議案第54号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終結します。

議案第55号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終結します。

議案第56号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 計画の変更ですけれども、変更前にはなかった、変更後に出てきたページ25、計画というところで、事業内容、特用林産物製造加工等施設整備とあるんですが、これは具体的にはどのようなものでしょうか。

○議長 執行部、田代農林課長。

○田代農林課長 ご質問にお答えします。

特用林産物の中にキクラゲとかその他ありますけれど、施設の整備についての記載がありませんでしたので、その整備とかをするために載せさせていただいております。

内容は、事業とかを立ち上げるときに、新しく事業をするときに新規の機械とかを導入をしたいというようなときに、過疎債を充てたいのがありまして、そちらのほうの記載がありませんでしたので、それを記載させていただいて、広く対応させていただきたいと思ひまして、載せております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終結します。

同意第2号、教育長の任命については、黒川教育長から退席の申出がありましたので、これを許可します。

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

(黒川教育長 退場)

午前10時23分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、同意第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第2号の質疑を終結します。

教育長の議場復帰を認めます。

暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

(黒川教育長 入場)

午前10時24分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第3号の質疑を終結します。

諮問第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第4号の質疑を終結します。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第9号、専決処分の報告について（令和5年度 道路メンテナンス事業町道大崎向口線（大崎橋）橋梁修繕工事）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第10号、専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）におきましても、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第11号、専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）におきましても、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第12号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第12号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）については原案どおり承認されました。

議案第46号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第46号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第47号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第47号、仁淀川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第48号、仁淀川町439交流館の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第49号、仁淀川町交流センターの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第50号、仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第51号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）については原案どおり可決されました。

議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第52号、令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第53号、令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第54号、令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第55号、令和6年度道路メンテナンス事業 町道北川線（昇雲橋）橋梁修繕工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第56号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については原案どおり可決されました。

同意第2号、教育長の任命については、黒川教育長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

(黒川教育長 退場)

午前10時32分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号については、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第2号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって、同意第2号、教育長の任命については原案どおり同意されました。

採決が終わりましたので、教育長の議場復帰を認めます。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

(黒川教育長 入場)

午前10時33分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号、農業委員会委員の任命についても、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、同意第3号、農業委員会委員の任命については原案どおり同意されました。

諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦については、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

本案を原案どおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦については原案どおり適任とされました。

以上で議案の審議を終了いたします。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元の申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

(「議長、動議」の声)

○議長 大野直孝君、どのような動議でしょうか。

○5番 仁淀川町バス・スクールバス事業についての動議でございます。議長にはよろしくお取り計らいをお願いします。

○議長 ただいま大野議員よりバス運行についての動議が提出されました。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

動議についての説明を求めます。大野直孝君。

○5番 スケジュールと違いますけど、申し上げます。

昨日の一般質問において、定期外バスについて疑義が出ましたので、これについてやはり詳しく調べないかんじゃないか、こういうふうに思います。調べる内容は、対価性がないのに支払いを行っておるということについて、やはりこれが出た以上、調べて、対価性があるようならあるようでいいんですが、調べる必要があると私は思います。

以上です。

○議長 ただいま大野議員より定期外バスについての動議が提出されました。

暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1名以上の賛同者がおられましたので、この動議案を議題とします。質疑、場合により討論を行います。

これからこの動議案に対する質疑を認めます。質疑はありませんか。岡田良成君。

○1番 ちょっと順序が違うと思うんですけども、私は賛成いたしますので、討論を行います。討論でなく質疑でございます。

私は昨日、一般質問でこの案件についてはかなり突っ込んだ話を聞いてまいりました。この案件は、事業に対しての実績に対し対価を支払うというような案件であります。私は実際に運行していないんじゃないかということで一般質問をしてまいりましたが、答弁はなし。そしてまた、今考えるに当たりまして、今まで私は、昨日申し上げましたが、2年間余りやっております。その中で、委員会としての結果、全然動いておりません。

だから、私はこういうふうなことで、昨日申し上げましたが、不正に支払われているという厳しい話を申し上げました。したがって、執行部に、私は不正がなかったらいろんな意味で陳謝しなければならんという責任を持って発言しております。

ですから、ぜひとも本議会も、こういう案件がある、私は不正で支払っているという話まで申し上げましたので、ぜひとも委員会を立ち上げていただきまして、審査をしていただきたい。そのような思いで、この案件については賛成の討論をいたします。ということで、終わります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 この動議の提案者に質問をいたします。

この案件については、数年にわたり予算、決算全て審議され、承認されております。そして、その間には総務教育常任委員会のほうでこの件について調査をし、委員会の結論としても問題はないという結論が出ております。それをなぜ数年にわたりこのように追及するのか。大野直孝議員自身もその全ての会議に出席し、議決のときにはおられたはずです。それをなぜ数年にわたり追及するのか。真意を教えてください。

○議長 今質疑で出ております。大野直孝議員。

○5番 大変ありがとうございます。

この案件、理由ということですが、まず、2年間やったというのは、これは答弁がなかったからでございます。あるいは、税理士がやった。

○7番 私が聞いているのはそういうことじゃない。議決されているものをなぜ掘り返すのかと。

○5番 その議決に対しても、昨日の質疑で分かったと思うんですが、議会に虚偽の文書らしきものは出ておる。これを理由に、これを知らずに我々は判断をしたんです。協定書に違反している。そういうことを、これは議会への妨害ですよ。議決への妨害なんです。それは私も竹本議員さんも同じ立場です。

それをよく認識しないと、決算書が全部我々、神様じゃあるまいし、全部見えるわけないでしょう。だけど、後で分かったら、やらないかんじゃないですか。済んでないです。はっきりしておきますよ。済んでないですよ。タクシーも動いているんでしょう。俺は知らんけど。そのことを今、議会としてどうせないかんのですか。分かんのですか。

○7番 そんなこと私は聞いてません。あなたはね。

○5番 だから今説明をしています。議決に妨害をされております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 百歩譲って、議論の必要があるというのであれば、産建じゃなくて総務常任委員会のほうでやったらどうですか。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 この案件は、指定管理というものの仕組みについての理解不足がこういったことを招いております。これ以上やるのは愚問じゃないかなと私は思っております。

以上です。

○議長 ほかに。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。以上で動議案に対する質疑を終結します。

お諮りします。討論を行いますか。岡田良成君。

○1番 討論です。先ほど申し上げましたとおり、先日の議会で私は執行部に不正があるということを断言いたしました。その理由についてもるる申し上げましたので、内容は申し上げませんが、そういう意味で、議会議員としての責務として、こういう問題が出れば、新たに出れば、皆さんで協議をして、やはり皆さんが納得していただくと。納得してもらおう、これは私は議会議員の責務であると思いますので、討論申し上げました。

以上です。

○議長 反対の討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、定期外バスの動議案について採決を行います。この動議案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。したがって、この定期外バスの動議案につきましては否決されました。

暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和6年第6回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員